

和歌山県犯罪被害者等支援調整会議の運営に関する要領

(趣旨)

- 第1 「和歌山県犯罪被害者等多機関ワンストップサービス運営要綱」(以下「運営要綱」)
第3条に基づいて実施する和歌山県犯罪被害者等支援調整会議(以下「支援調整会議」という)について必要な事項を定める。

(手続き)

- 第2 支援調整会議開催に関する手続きは、次のとおりとする。

- (1) 相談受付機関等は、コーディネーターに個人情報を提供することについて、相談者の同意を得た上で(様式第1号)、聴取した内容をコーディネーターへ引き継ぐものとする。
- (2) コーディネーターは相談者と面談し、状況及びニーズを確認し、「要支援調整会議事案受理票」(様式第2号)を作成するとともに、支援調整会議の必要性を判断するものとする。また、必要と判断した場合は、「支援計画表」(様式第3号)案を作成するものとする。
- (3) 支援調整会議を開催する場合は、コーディネーターが「犯罪被害者等支援調整会議開催申出書兼個人情報提供同意書」(様式第4号)を支援対象者から徴するものとする。
- (4) コーディネーターは、和歌山県環境生活部生活局県民生活課に「相談受理票」(様式第2号)及び「支援計画表」(様式第3号)、「犯罪被害者等支援調整会議開催申出書兼個人情報提供同意書」(様式第4号)を提出の上、会議の招集を要請する。

(会議の開催)

- 第3 支援調整会議は、和歌山県が招集し、その議長を務める。

- 2 支援調整会議は、原則として、コーディネーター、和歌山県環境生活部生活局県民生活課、和歌山県警察本部警務部広報県民課、公益社団法人紀の国犯罪被害者支援センター、犯罪被害者等が居住する県内市町村が参加するものとする。ただし、支援計画の進捗状況を把握するために開催する場合は、居住する県内市町村の参加を省略することができる。
- 3 前項のほか、和歌山県またはコーディネーターが必要と判断するときは、その他の関係機関等の参加を要請することができる。
- 4 支援調整会議の内容及び資料は非公開とする。
- 5 支援調整会議の議事内容については、和歌山県が作成し、記録する。

(進捗状況の確認及び評価)

- 第4 支援調整会議は、概ね3か月ごとに、コーディネーターが月1回把握する進捗状況(様式第5号)について、報告を求めることとし、必要に応じて会議を開催することとする。

る。ただし、支援対象者へ定期的に連絡することが支援に支障を及ぼすと考えられる場合はこの限りではない。

- 2 支援調整会議は、年間を通じて、会議の運営方法や支援に関する課題について、情報を共有し、必要に応じて運営等の見直しを行うものとする。

(大規模事案発生時の支援)

- 第5 支援調整会議は、犯罪等により多数の人の生命及び身体に甚大な被害を及ぼすような大規模な事案が発生した場合には、会議を開催し、構成機関等が協働して緊急に行う必要がある犯罪被害者等支援を実施することができるよう、必要な協議を行うものとする。

(オンラインでの実施)

- 第6 支援調整会議は、原則として対面で開催するものとする。ただし、やむを得ない場合は、オンラインでの開催又は併用により開催することができる。

(庶務)

- 第7 支援調整会議の庶務は、和歌山県環境生活部生活局県民生活課が所管する。

(個人情報の取扱)

- 第8 個人情報の取扱については、運営要綱第9条によるほか、次の事項を遵守する。

- (1) 支援調整会議は、外部に情報が漏れない環境において開催する。
- (2) オンラインにて会議を開催するときは、議長が承認した者のみが参加する。この場合、承認された者以外がアクセスすることが出来ないようにするなど、セキュリティに十分配慮する。また、オンラインによる参加者は外部に情報が漏れないよう、独立した会議室を確保する等接続環境に十分に配慮するものとする。
- (3) 会議資料を事前送付する際は、担当者へ直接手交する、若しくは、和歌山県大容量ファイル送受信サービスを用いて、パスワードを口頭で伝える等の措置を講じるものとする。
- (4) 支援調整会議にて配布された資料のうち個人情報が記載されたものは、原則として会議終了後、回収する。
- (5) 各支援機関等が行う支援に必要であるなどの理由により参加者が資料を持ち帰る場合は、その旨議事録に記録する。(3)により資料を事前送付した場合も同様とする。

附 則

この要領は、令和8年4月1日より施行する。